

一般財団法人西宮市都市整備公社補助金要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人西宮市都市整備公社（以下「都市整備公社」という。）が実施する事務事業の安定的な運営と充実を図り、もって住民福祉の向上に寄与することを目的として、都市整備公社の人員費の全部または一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

(補助事業、補助対象経費等)

第2条 この補助金の対象となる補助事業名、基準額及び経費は別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付額)

第3条 この補助金の交付額は、別表に定める基準額に基づき、予算の範囲内で市長が定める。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

付則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表

補助事業名	基準額	補助事業の対象となる経費
派遣等職員給与費等補助金	市長が必要と認める額	市が都市整備公社に派遣し、専ら都市整備公社の業務に従事している職員にかかる人員費負担金、及び都市整備公社の役員並びに市が負担すると認める人員費